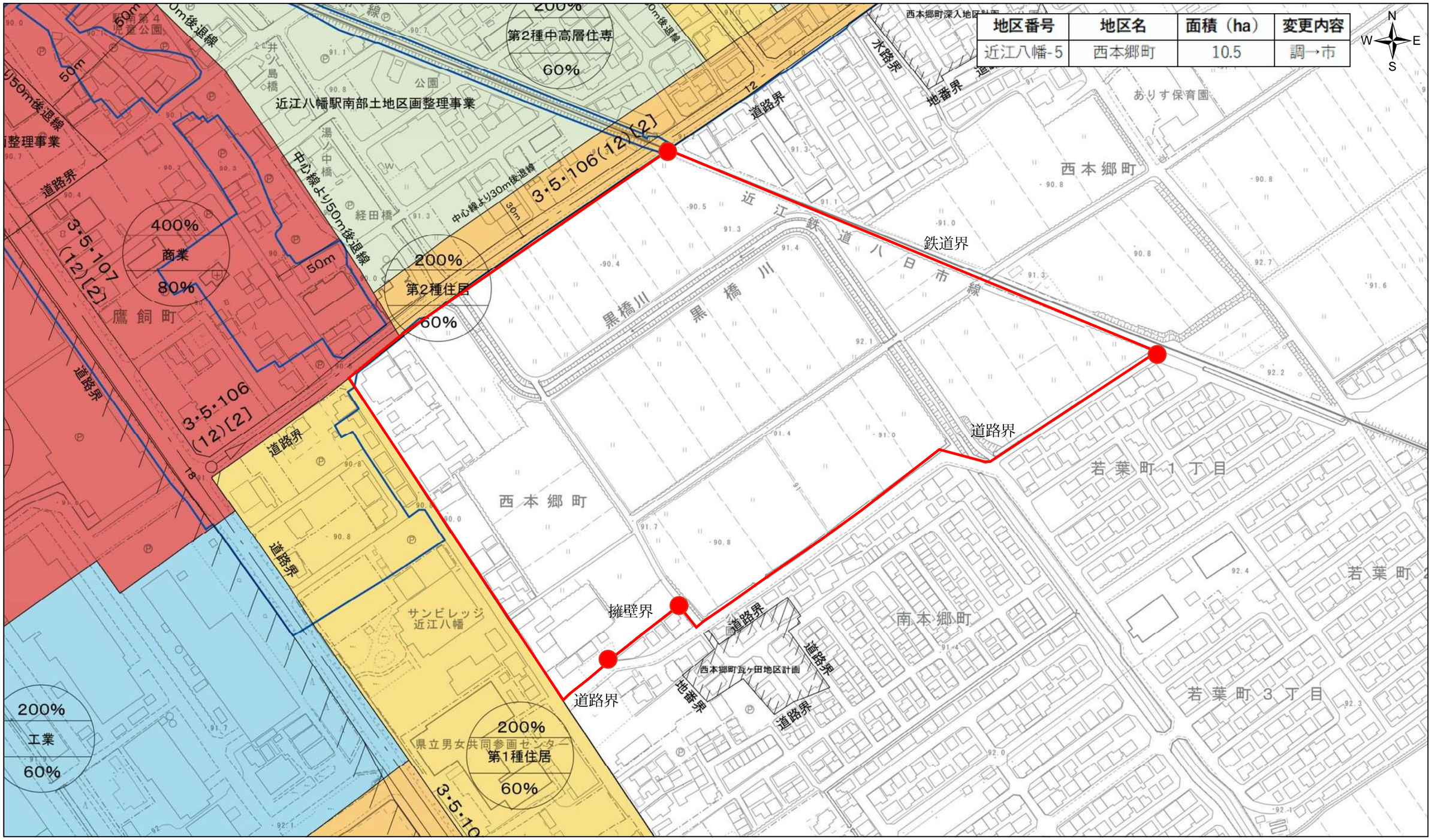
計画図【近江八幡-5】　西本郷町

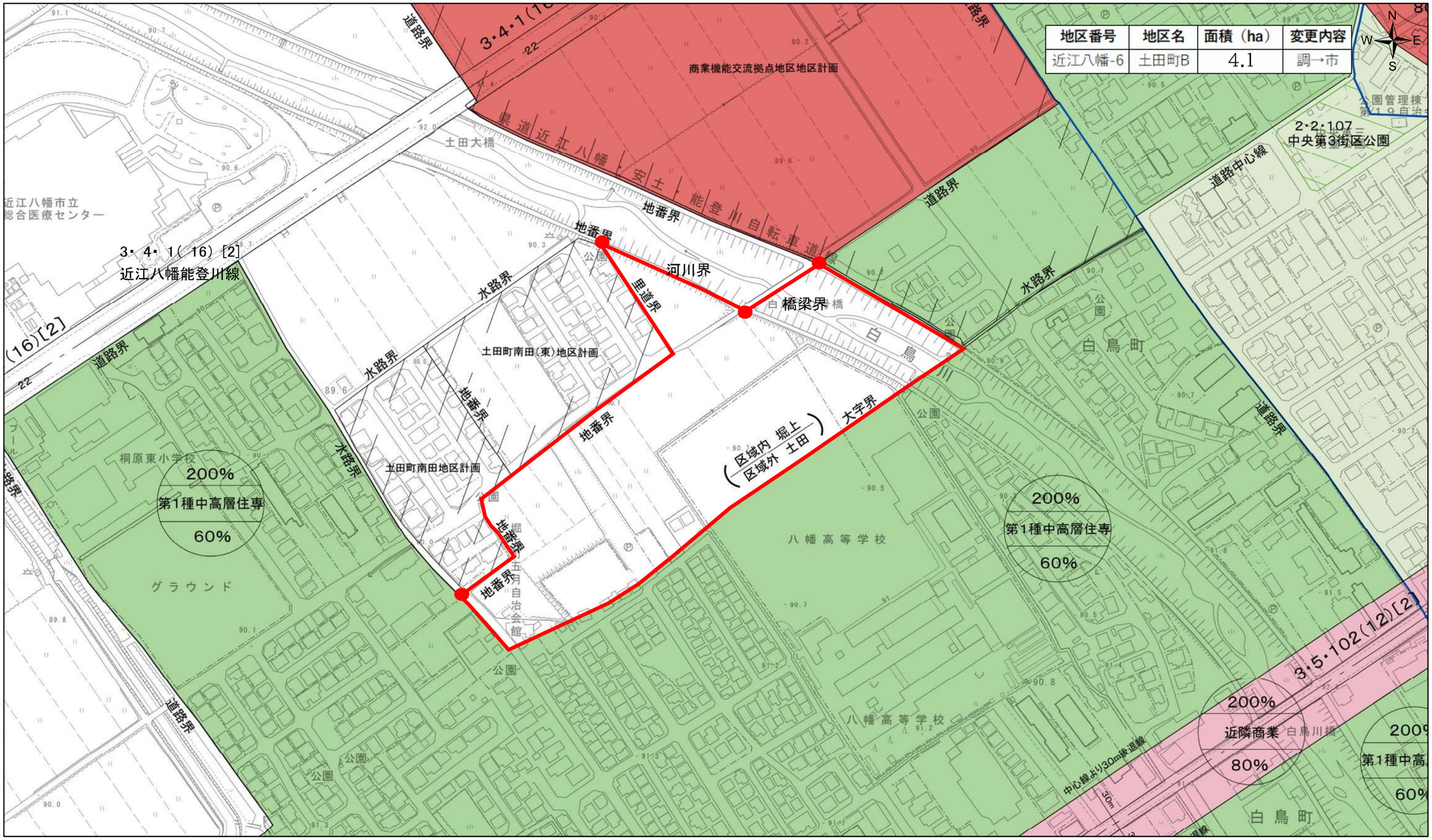
地区番号	地区名	面積（ha）	変更内容
近江八幡-5	西本郷町	10.5	調→市



A3サイズ

計画図【 近江八幡-6】　土田町B

地区番号	地区名	面積（ha）	変更内容
近江八幡-6	土田町B	4.1	調→市



1:2,500

0　0.05　0.1　0.2 km

区域区分変更範囲

A3サイズ

計画図【 近江八幡-7】　池田本町

地区番号	地区名	面積（ha）	変更内容
近江八幡-7	池田本町	0.1	調→市



1:2,500

0　0.05　0.1　0.2 km

区域区分変更範囲

A3サイズ

計画図【 近江八幡-8】　上田町

地区番号	地区名	面積（ha）	変更内容
近江八幡-8	上田町	0.1	調→市



1:2,500

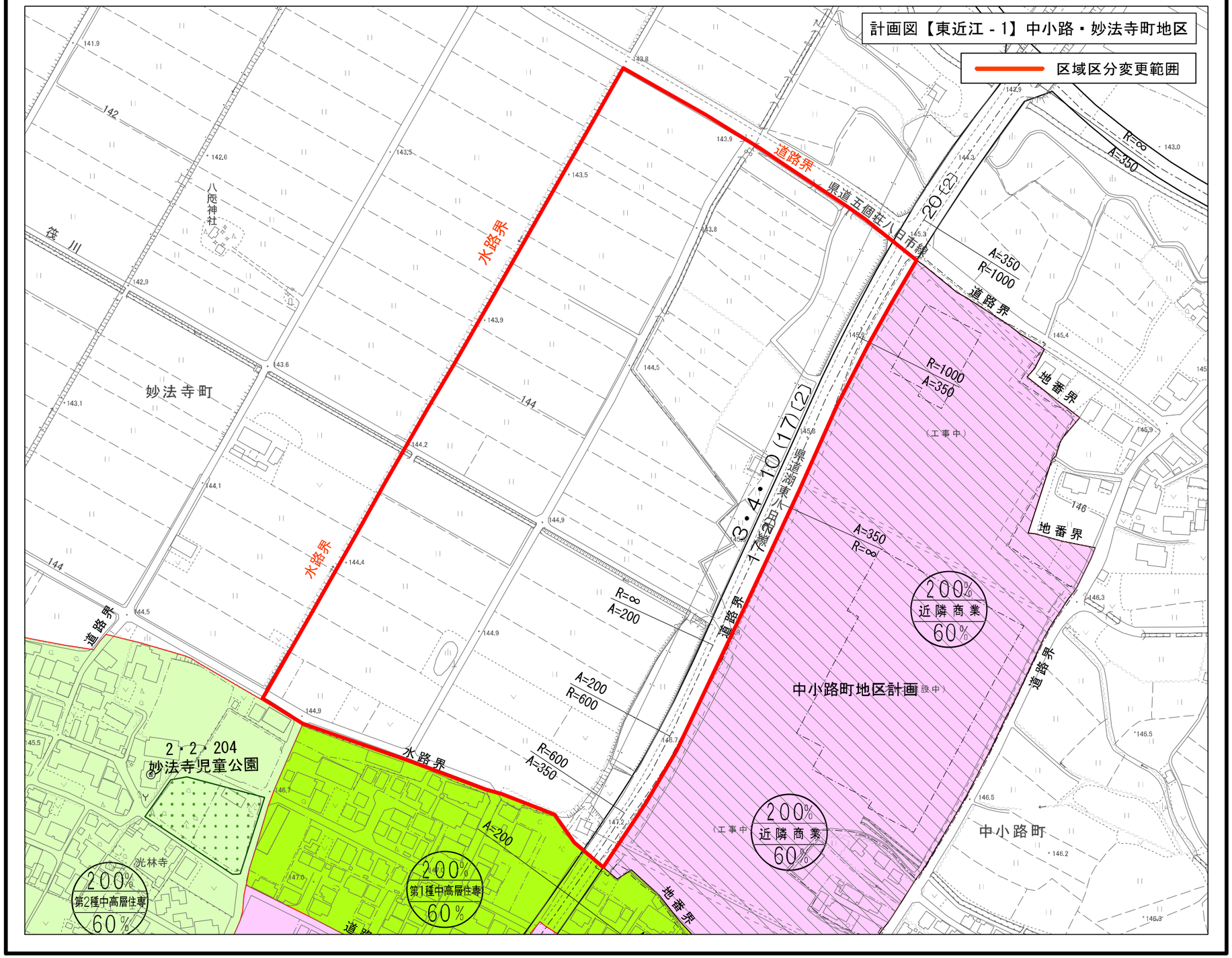
0　0.05　0.1　0.2 km

区域区分変更範囲

A3サイズ

「縮尺　A3　1:2,500」

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
東近江-1	中小路・妙法寺町	11.4	調→市



0　25　50　100　150　200　250　m

都市計画図

N

凡例

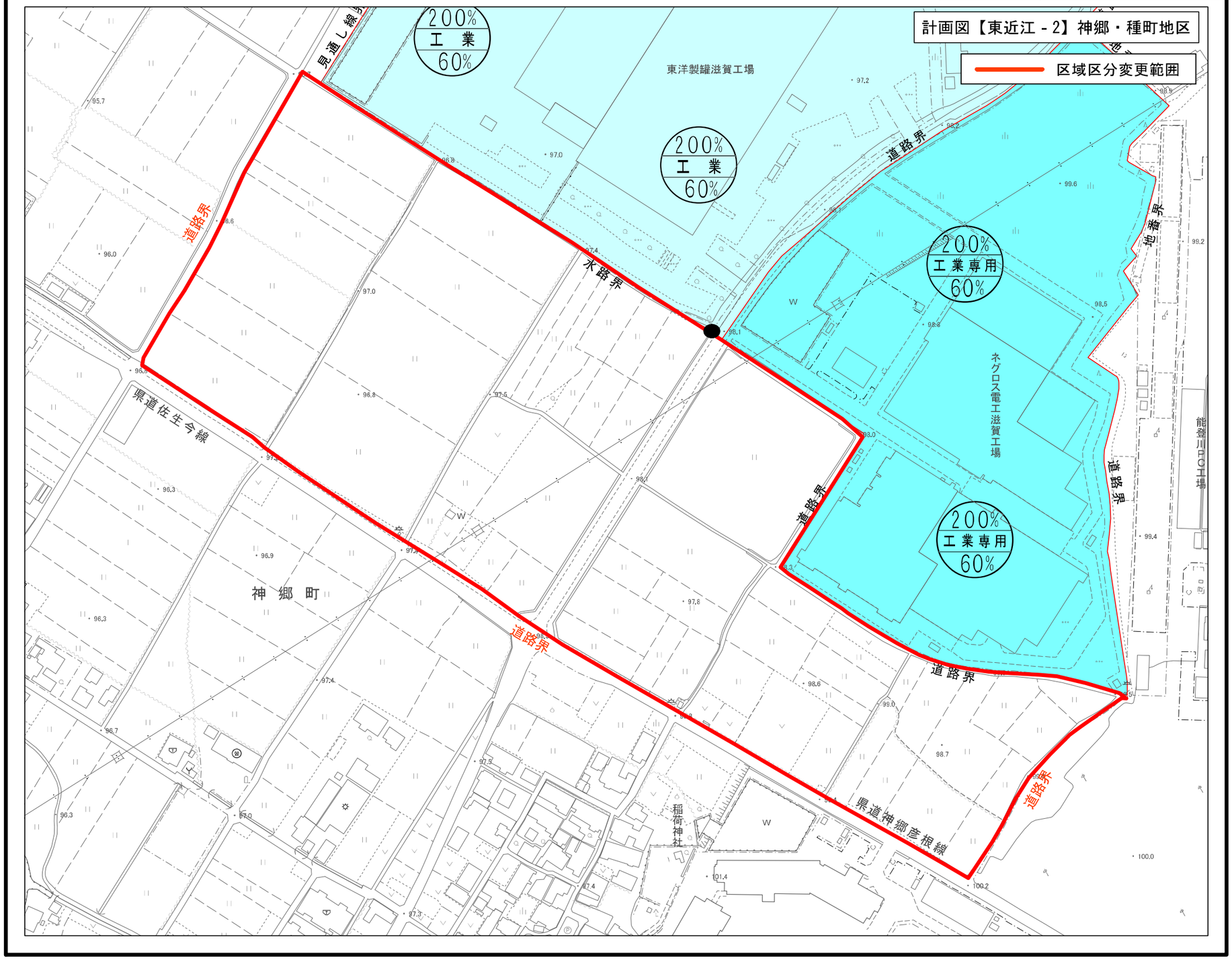
1:2,500

東近江市
（株式会社　パスコ調製）

〔注〕地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。
詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。
※許可なく複製、転載を禁じます。

「縮尺　A3　1:2,500」

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
東近江-2	神郷・種町	12.5	調→市



0　25　50　100　150　200　250　m

都市計画図

N

凡例

1:2,500

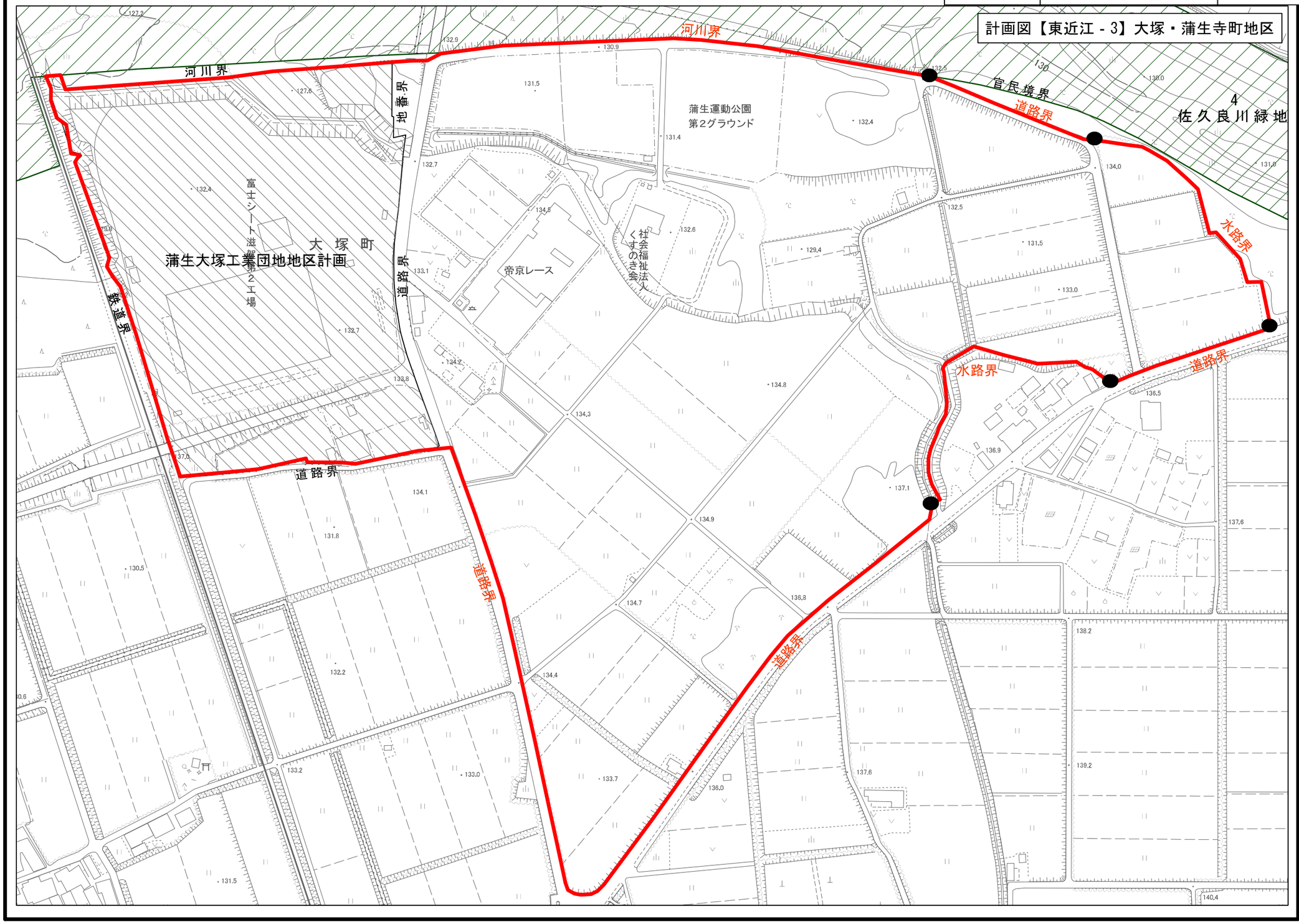
東近江市
（株式会社　パスコ調製）

〔注〕地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。
詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。
※許可なく複製、転載を禁じます。

「縮尺　A3　1:2,500」

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
東近江-3	大塚・蒲生寺町	24.4	調→市

計画図【東近江 - 3】大塚・蒲生寺町地区



0　25　50　100　150　200　250　m

都市計画図

N

凡例

都市計画区域界		
近江八幡八日市都市計画区域		
湖東都市計画区域		
市街化区域界		
用途地域		容積率/建ぺい率
第1種低層住居専用地域		80/50 100/60
第1種中高層住居専用地域		200/60
第2種中高層住居専用地域		200/60
第1種住居地域		200/60
第2種住居地域		200/60
準住居地域		200/60
近隣商業地域		200/60 200/80
商業地域		200/80 400/80 500/80
準工業地域		200/60
工業地域		200/60
工業専用地域		200/60
都市計画道路		
都市計画公園		
都市計画緑地		
特別用途地区（大規模集客施設制限地区）		
風致地区		
伝統的建物群保存地区		
地区計画区域		
土地区画整理事業		
その他都市施設		

斜線の説明：200%＝容積率%／第1種住居＝用途地域の種類／60%＝建ぺい率%

1:2,500

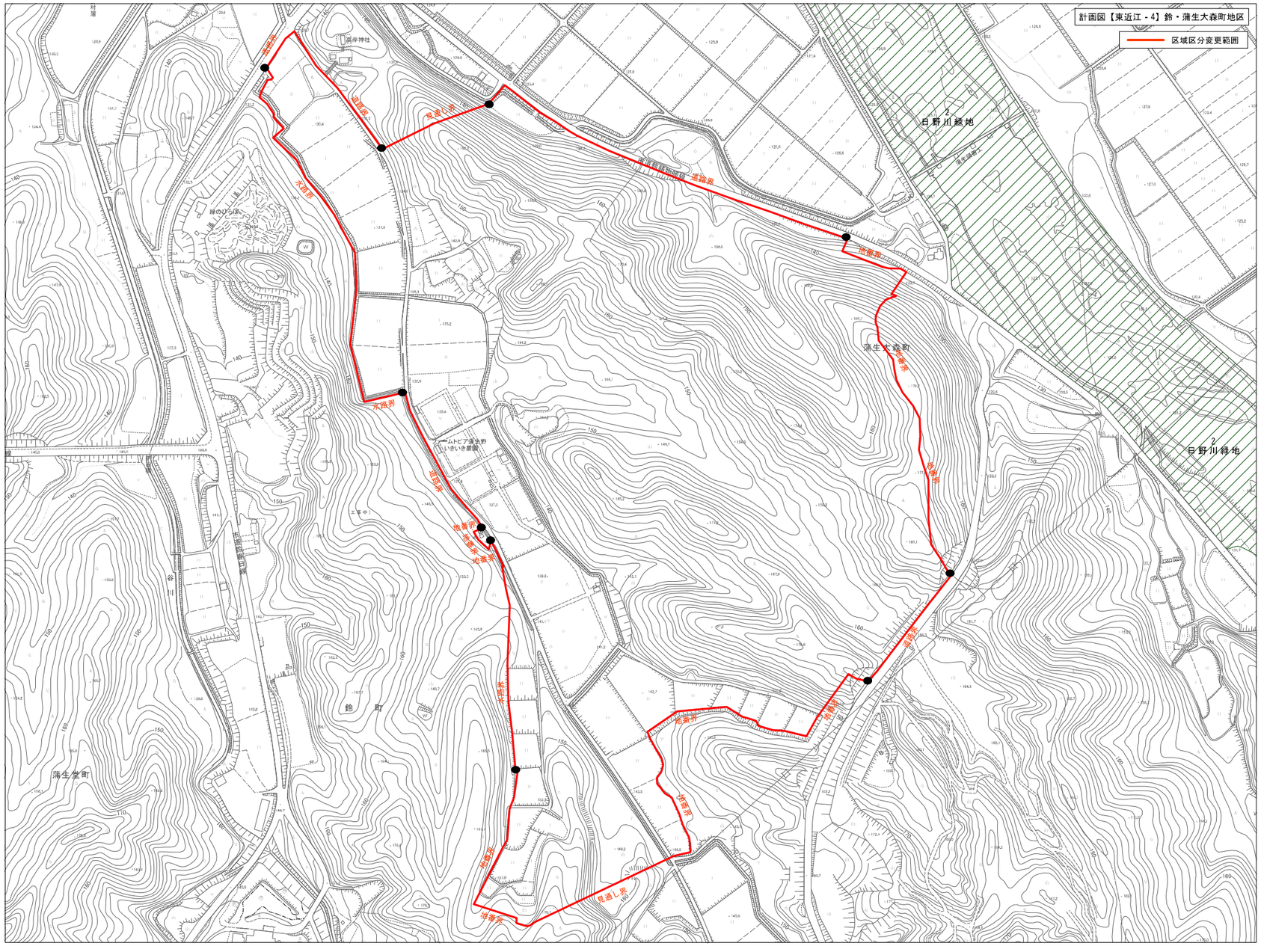
東近江市
（株式会社　パスコ調製）

〔注〕地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。
詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。
※許可なく複製、転載を禁じます。

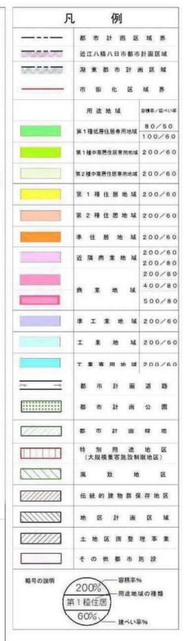
都 市 計 画 図

「縮尺　A1　1:2,500」

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
東近江-4	鈴・蒲生大森町	45.0	**調→市（特定保留）**







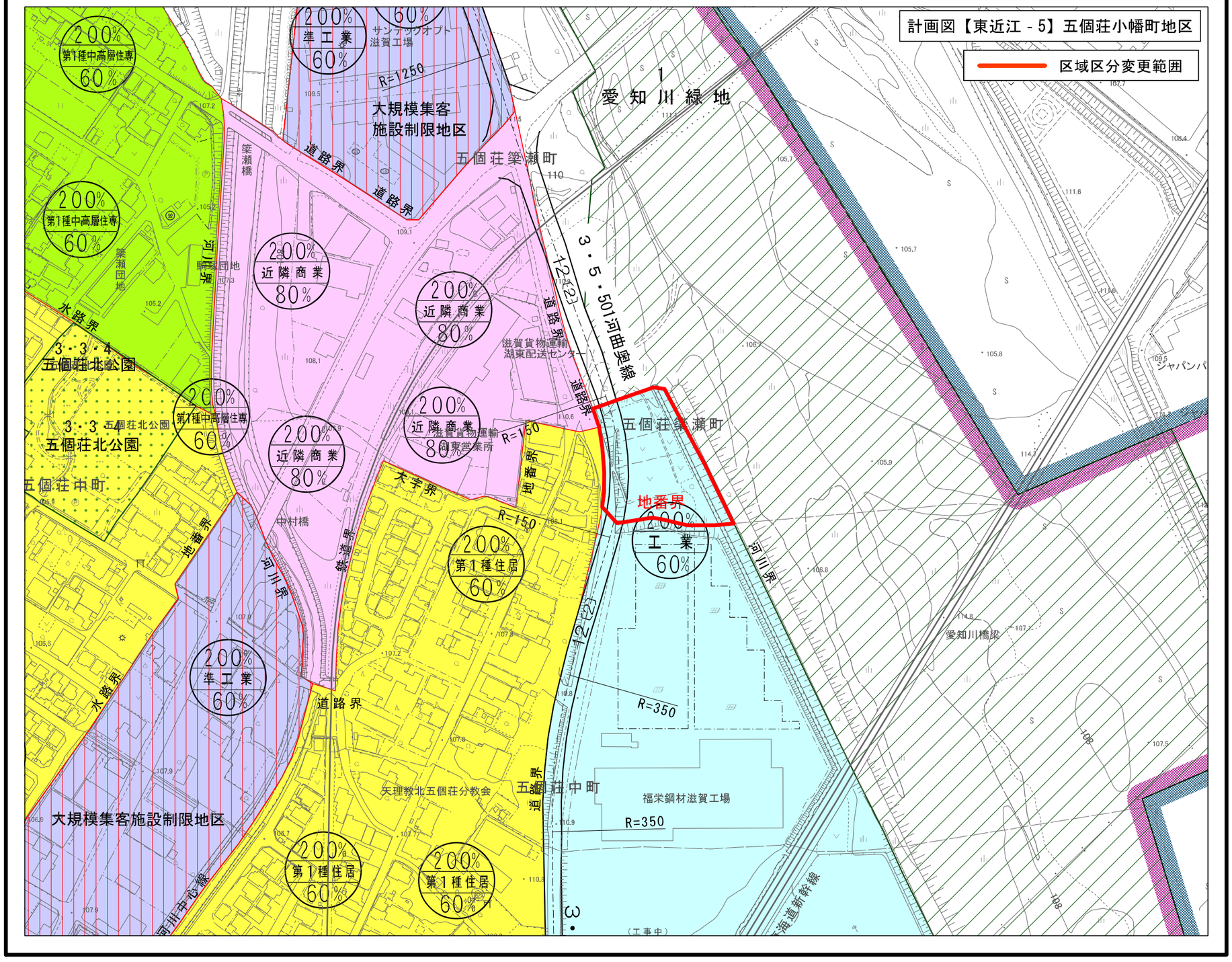
〔注〕地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。
詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。
※許可なく複製、転載を禁じます。

東近江市

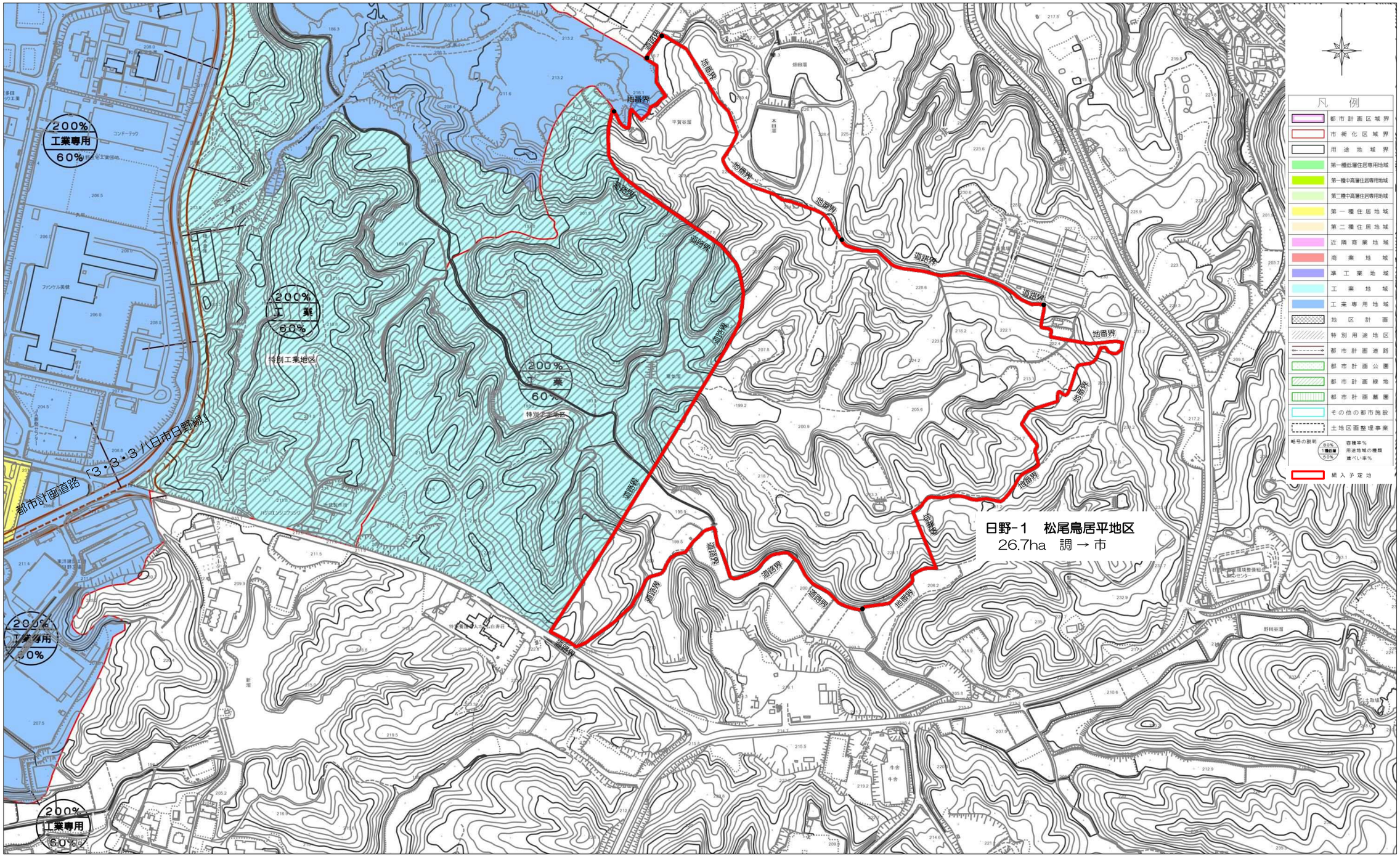
（株式会社　パスコ調製）

「縮尺　A3　1:2,500」

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
東近江-5	五個荘小幡町	△0.5	市→調

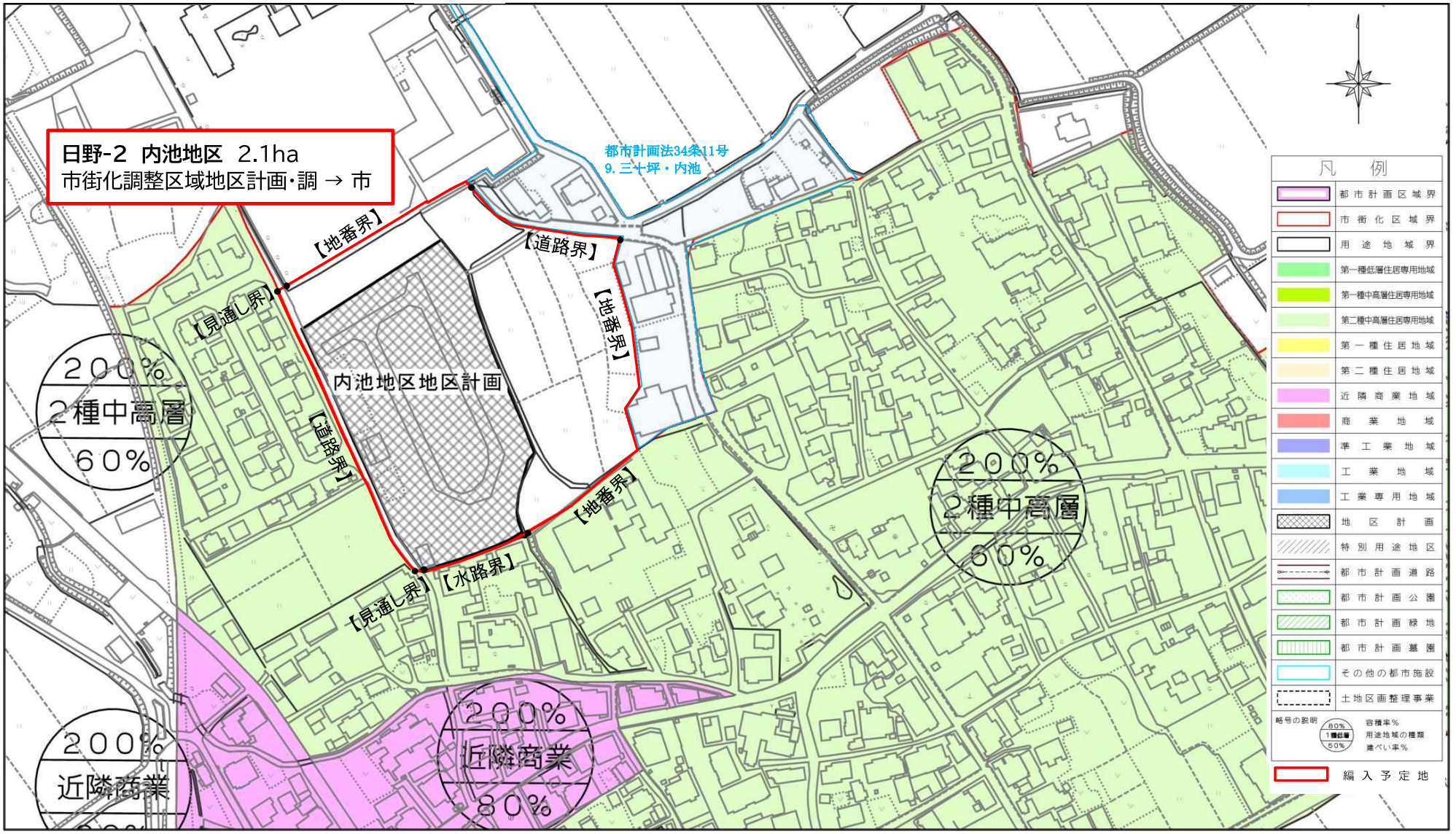


〔注〕地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。
詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。
※許可なく複製、転載を禁じます。

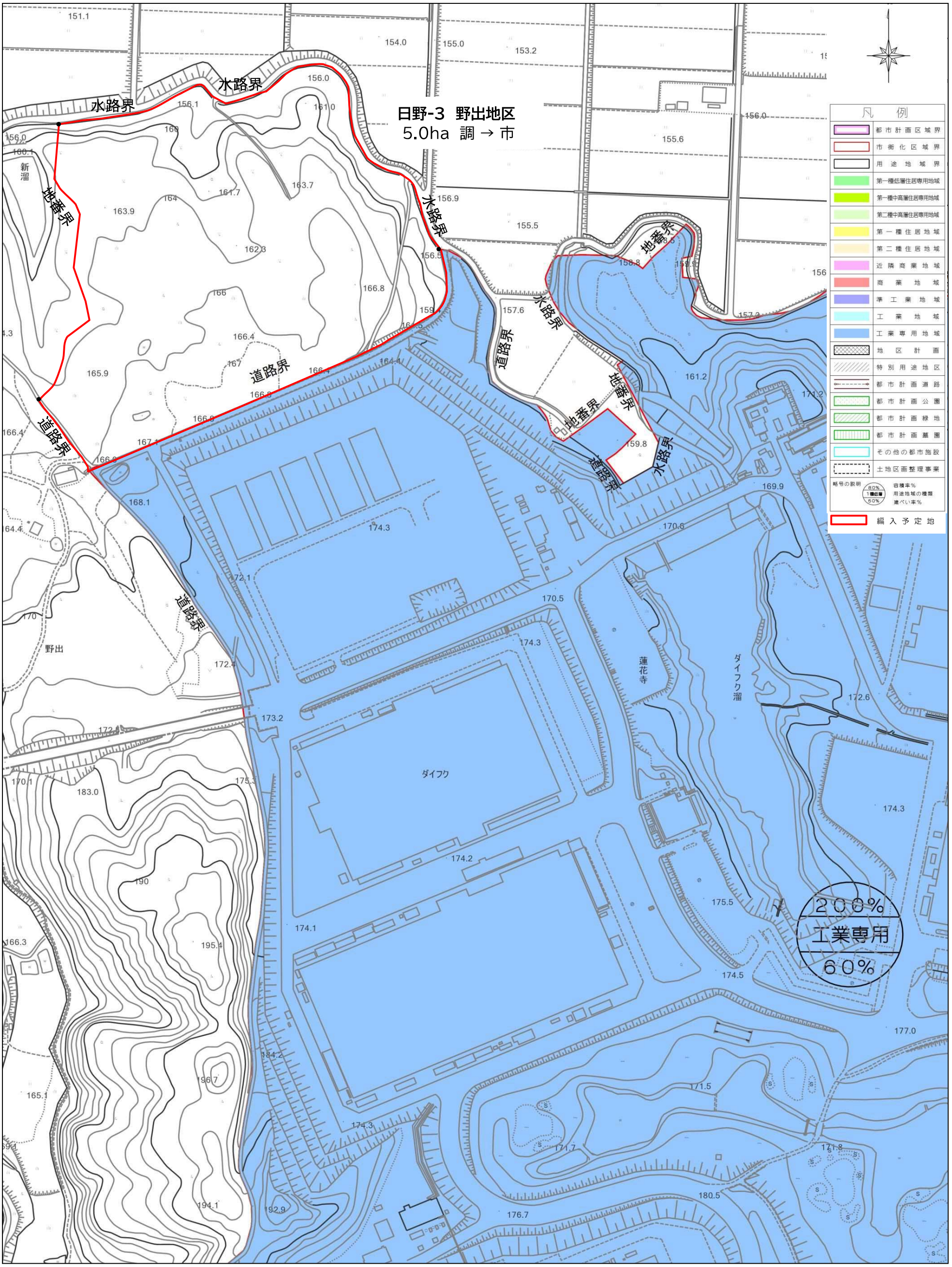

200%
工業専用
60%
200%
工　業
60%
特別工業地区
200%
工　業
60%
特別工業地区
200%
工業専用
60%
200%
工業専用
60%
都市計画道路「3・3・3八日市日野線」
地番界
道路界
日野-1　松尾鳥居平地区
26.7ha　調 → 市
凡　例
都市計画区域界
市街化区域界
用途地域界
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
地区計画
特別用途地区
都市計画道路
都市計画公園
都市計画緑地
都市計画墓園
その他の都市施設
土地区画整理事業
略号の説明
建蔽率%
用途地域の種類
容積率%
編入予定地

縮尺 1：2500 (A1)

16【日野-2】内池地区　計画図

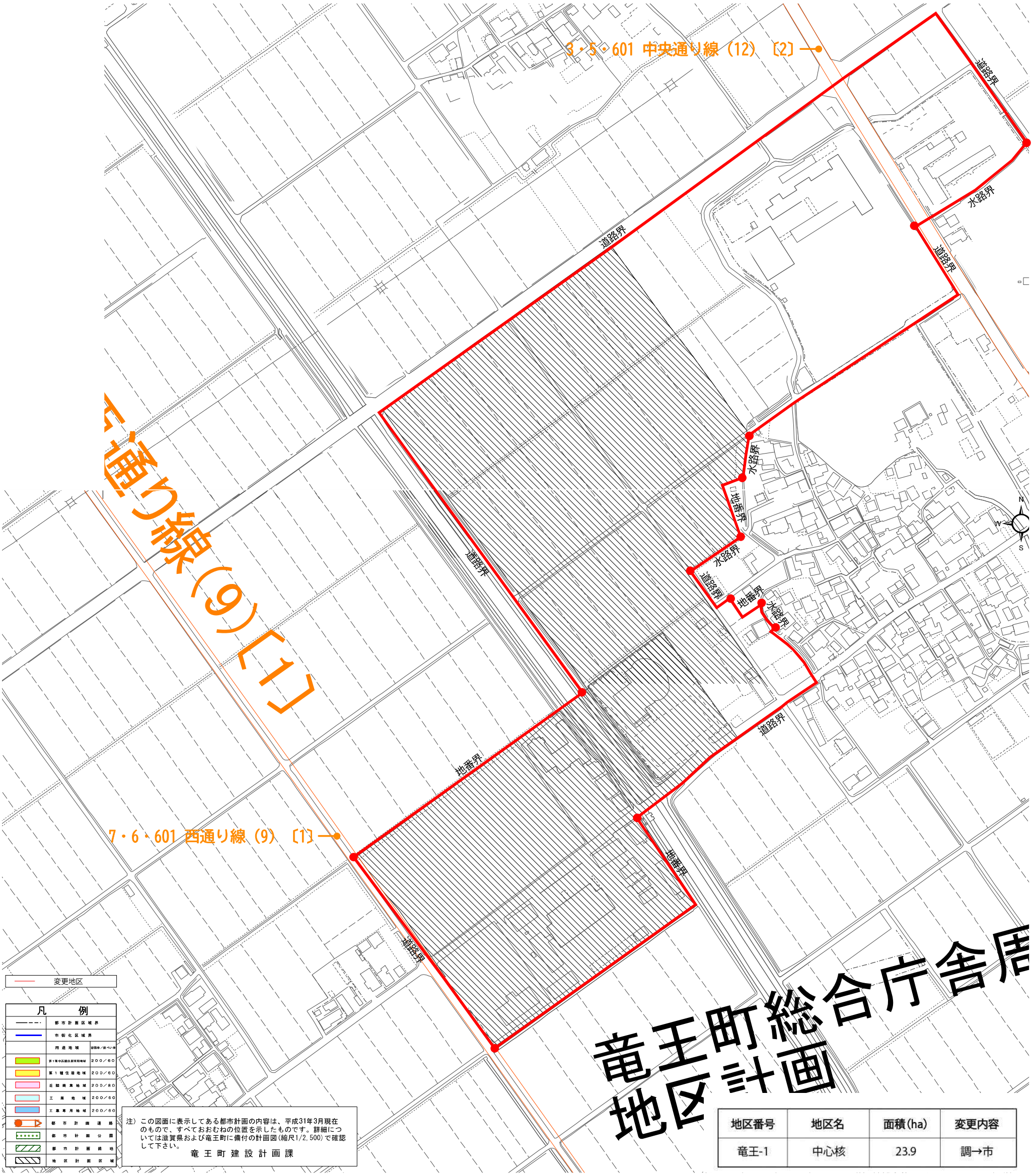


縮尺　1：2500 (A4)

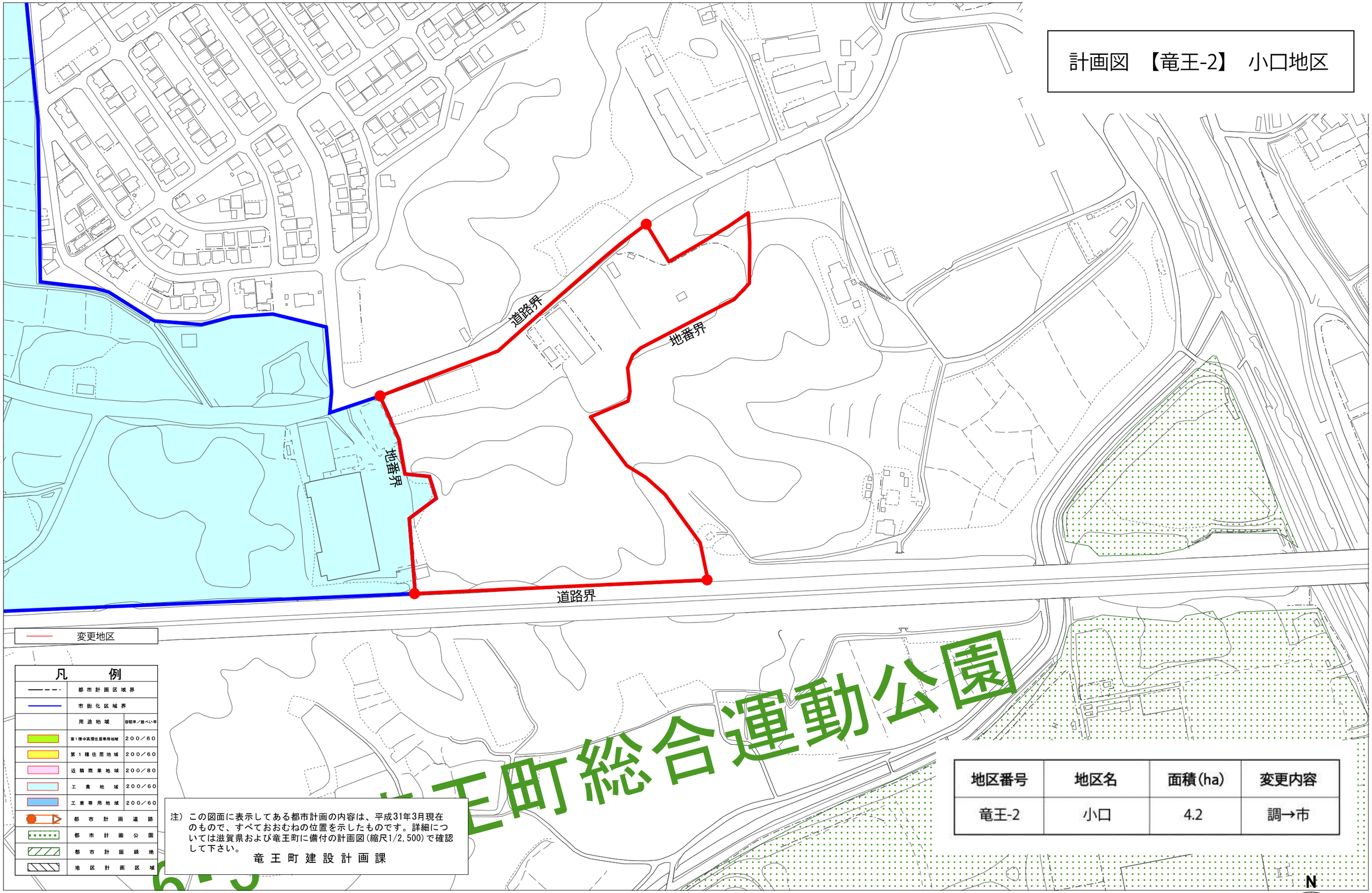

日野-3　野出地区
5.0ha　調 → 市
水路界
地番界
道路界
凡　例
都市計画区域界
市街化区域界
用途地域界
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
地区計画
特別用途地区
都市計画道路
都市計画公園
都市計画緑地
都市計画墓園
その他の都市施設
土地区画整理事業
略号の説明
80%
1種低層
50%
容積率%
用途地域の種類
建ぺい率%
編入予定地
新溜
野出
ダイフク
蓮花寺
ダイフク溜
200%
工業専用
60%

縮尺　1：2500 (A3)

計画図　【竜王-1】　中心核地区



計画図　【竜王-2】　小口地区



注）この図面に表示してある都市計画の内容は、平成31年3月現在のもので、すべておおむねの位置を示したものです。詳細については滋賀県および竜王町に備付の計画図(縮尺1/2,500)で確認して下さい。

竜王町建設計画課

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
竜王-2	小口	4.2	調→市

N

1:2,500

0　25　50　100

計画図　【竜王-3】　岡屋地区

地区番号	地区名	面積(ha)	変更内容
竜王-3	岡屋	14.4	調→市

変更地区

凡　例

	都市計画区域界	
	市街化区域界	
	用途地域	容積率／建ぺい率
	第1種中高層住居専用地域	200／60
	第1種住居地域	200／60
	近隣商業地域	200／80
	工業地域	200／60
	工業専用地域	200／60
	都市計画道路	
	都市計画公園	
	都市計画緑地	
	地区計画区域	

道路界
地番界
道路界
地番界
道路界

1:2,500
0　25　50　100

N

縦覧意見：都市計画法第17条第1項

『議第9号 近江八幡八日市都市計画区域区分の変更（案）』にかかる
意見書の要旨と県の考え方 【縦覧：R8.9.25～R8.10.9】

意見書の要旨	県の考え方
若宮町地区の市街化区域編入には反対するものではないが、工業地域の整備による交通渋滞や安全リスク、騒音・振動・夜間照明など生活環境の悪化を強く懸念している。 周辺地域の農道は通学路として利用されているが、現状でも通過交通による近隣住民とのトラブルが発生しており、交通量の増加は子どもたちの安全に直結する問題であると考えている。	ご意見については、近江八幡市と情報共有しています。道路の安全対策について、市では、これまでも通学路においてグリーンベルトや交差点付近での歩道設置など対応されており、引き続き、地域のお声に対して必要な安全対策の強化に努めていくことも確認しています。 開発実施にあたっては、事業者や近江八幡市から必要に応じて住民の意見をしっかりと受け止める地元説明会等の場を設定し、丁寧に進めていくと聞いています。
地域は高齢化が進み今後人口減少も見込まれるため、工業地域としての整備を前提とせず、住宅地を含む将来の人口構成や住環境に適した用途も十分検討すべきである。	今回の編入は、持続可能なまちづくりを進めるにあたって、当該地の土地利用は名神高速道路竜王ICや国道8号に近い立地特性を考慮し、主に工業用途の適地であると判断したものです。

縦覧意見：都市計画法第17条第1項

『議第9号 近江八幡八日市都市計画区域区分の変更（案）』にかかる
意見書の要旨と県の考え方 【縦覧：R8.9.25～R8.10.9】

意見書の要旨	県の考え方
地域の実情や周辺住民の生活環境・道路事情などを十分に考慮した上で慎重な検討が必要であり、工業地域への指定については反対の意見である。 周辺には田園地域や生活道路があり、地域住民の日常生活や児童・生徒の通学にも利用されている。工業地域への変更に伴い、交通量の増加、騒音、振動、粉じん、夜間照明など、生活環境に重大な影響が懸念される。 工業地域として利用することが適切なのか、地域の将来の土地利用や交通・生活環境への影響を総合的に検討する必要がある。	ご意見については、近江八幡市と情報共有しています。道路の安全対策について、市では、これまでも通学路においてグリーンベルトや交差点付近での歩道設置など対応されており、引き続き、地域のお声に対して必要な安全対策の強化に努めていくことも確認しています。 開発実施にあたっては、事業者や近江八幡市から必要に応じて住民の意見をしっかりと受け止める地元説明会等の場を設定し、丁寧に進めていくと聞いています。 今回の編入は、持続可能なまちづくりを進めるにあたって、当該地の土地利用は名神高速道路竜王ICや国道8号に近い立地特性を考慮し、主に工業用途の適地であると判断したものです。